

2024 年度（令和 6 年度）  
浜松市東行政センターほか 5 施設  
足拭きマット広告事業  
提 案 募 集 要 項

2023 年（令和 5 年）11 月

浜 松 市

## 1 趣旨

浜松市（以下、「市」という。）では、浜松市東行政センターほか5施設の出入口に広告入り足拭きマット（以下、「足拭きマット」という。）を設置し、来庁者の足拭き用として活用するとともに、情報提供のサービスをするため、足拭きマットの設置に関して提案していただける法人（以下、「事業者」という。）を募集します。

## 2 提案案件

### (1) 広告の媒体

足拭きマット

### (2) 設置場所と大きさ及び枚数等

	設置場所	大きさ (mm)	設置枚数	設置面積 (m <sup>2</sup> )
ア	浜松市東行政センター (現浜松市東区役所) 正面玄関	L2000×W1800 程度	2	7.20
イ	浜松市西行政センター (現浜松市西区役所) 正面玄関	L1800×W1800 程度	2	6.48
ウ	浜松市南行政センター (現浜松市南区役所) 正面玄関	L1800×W1800 程度	2	6.48
エ	浜松市北行政センター (現浜松市北区役所) 正面玄関	L1800×W1600 程度	2	5.76
オ	浜松市浜名区役所 (現浜松市浜北区役所) 守衛室前	L1800×W1800 程度	2	6.48
カ	浜松市天竜区役所 正面玄関	L1800×W1200 程度	2	4.32

※上記ア～オの設置は必須とし、カへの設置は任意とします。

## 3 参加資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 浜松市物品購入等に係る入札参加資格者に対する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 浜松市税に未申告及び滞納がないこと、また住民税の納税について特別徴収義務者であること。ただし、「市民税県民税特別徴収未実施理由書」の確認を受けている場合を除く。
- (4) 浜松市内に本社を設置している者であること。
- (5) 令和4年度及び令和5年度において、足拭きマットを利用した広告の類似業務実績を有している者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(8) 本件提案参加申し込みに必要な書類を全て提出できること。

#### 4 スケジュール

スケジュールは、次のとおりです。ただし、やむを得ない事情により変更することがあります。

公募開始	令和5年11月29日(水)
提案参加申込み・質問書の受付	令和5年11月30日(木)～令和5年12月7日(木)
提案参加資格審査結果・質問に対する回答	令和5年12月12日(火)
提案参加資格がない理由説明要求締切	令和5年12月14日(木)
提案参加資格がない理由回答	令和5年12月18日(月)
提案書の提出(提出期間)	令和5年12月13日(水)～令和5年12月26日(火)
事業者の決定	令和5年12月27日(水)
契約締結	令和6年1月上旬
足拭きマットの設置	令和6年4月1日

#### 5 提案参加申込み必要書類

提出書類(提出数各1部)

	提出書類
ア	提案参加申込書(別紙3)
イ	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
ウ	市・県民税の特別徴収義務者の指定書の写し
エ	印鑑登録証明書
オ	市税の納付又は納入状況照会に関する同意書(別紙4)
カ	誓約書(別紙5)
キ	足拭きマットを利用した広告の類似業務実績を示す資料

注1) イ、ウ、エは発行後3ヶ月以内のものとしします。

注2) オは、浜松市の入札参加資格登録業者(物品・業務委託等)は提出不要です。浜松市の入札参加資格登録業者ではない場合は、本同意書(別紙4)に必要事項を記入し、提出してください。

注3) 提出書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

## 6 提案参加申込み方法

申込みにあたっては、本募集要項に基づき、現地の状況を確認の上、申込みをしてください。

### (1) 受付期間

令和5年11月30日（木）から令和5年12月7日（木）まで  
午前8時30分から午後4時30分まで（土日祝日は除く）

### (2) 受付場所

浜松市中区元城町103番地の2  
浜松市財務部アセットマネジメント推進課（浜松市役所本庁舎北館4階）

### (3) 申込み方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）で提出すること。

(4) 質問がある場合は、提案参加申込書とともに、提案募集要領等に関する質問書（別紙8）を提出してください。なお、質問に対する回答は、提案参加申込書を提出した応募事業者全てに対し、令和5年12月12日（火）までに、電子メールで回答します。

## 7 提案参加資格の審査

提案参加申込書の受付後、提出された必要書類の内容について、浜松市財務部アセットマネジメント推進課で提案参加資格を満たしているか否かの資格審査を行います。

資格確認通知書は、提案参加申込書を提出した応募事業者全てに対し、令和5年12月12日（火）までに電子メールで送付します。電話連絡等はしませんのでご注意ください。

審査の結果、資格がないと通知され、その理由の説明を必要とする時は、令和5年12月14日（木）までの午前9時30分から午後4時30分までに文書にて提出してください。理由説明を求められた場合は、令和5年12月18日（月）までに提案参加申込者に電子メールで回答します。

## 8 提案書提出方法等

### (1) 提案書提出方法

- ア 受領期間内に担当課へ持参（以下「持参提出」という。）
- イ 受領期限までに担当課へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便 と同等の信書便に限る。）

### (2) 受領期限及び提出先等

- ア 受領期間 令和5年12月13日（水）～令和5年12月26日（火）
  - ※窓口提出の場合、午前8時30分から午後4時30分（土日祝日を除く）
  - ※いかなる理由があっても期限に遅れたときは、提案書は無効とする。
- イ 提出先（担当課） 浜松市中区元城町103番地の2  
浜松市財務部アセットマネジメント推進課（浜松市役所本庁舎北館4階）

## 9 提案書提出の手続き

### (1) 提出方法

- ア 提案書（別紙6）に記載する提案金額は、1年間の広告料の金額（消費税を含まない金額）としてください。
- イ 提案参加申込書に、提案書の提出方法の予定（①持参提出、②郵送等のいずれか一つ。）を記載すること。なお、提案書の提出方法の予定を変更する場合又は提案書の提出を取りやめる場合は、必ず担当課へ連絡すること。
- ウ 提案事項は、提案書（別紙6）に必要事項を記載し、記名押印の上、事業名・提案者または代理人名を記載した封筒を封印した状態で、提出してください。
- エ 代理人の方が提出される場合は、委任状（別紙7）に必要事項を記載し、記名押印をして提出してください。
- オ 一度提出した提案書の書き換え、引き換え又は撤回はできませんので、充分注意してください。

## 10 保証金

今回の提案募集においては、浜松市の入札参加資格登録業者（物品・業務委託等）又は過去2年の間に浜松市と種類及び規模を同じくする契約を締結し履行した者は、提案時の保証金及び契約保証金を免除とします。それ以外の者は提案時の保証金及び契約保証金が必要となりますので、ご了承ください。

## 11 提案書の無効

次に掲げる事項に該当する提案書は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格がない者の提案書
- (2) 提案事項を記載しない提案書又は数字をもって金額を記載しない提案書
- (3) 提案者の記名押印のない提案書
- (4) 提案金額を訂正した提案書
- (5) 提案に関し不正行為があった者の提案書
- (6) その他指定した方法以外で提出した者の提案書

## 12 事業者の決定

- (1) 事業者は、有効な提案を行った者のうち、最高の価格（年額、消費税抜き）を提案した者としてします。
- (2) 提案金額が同額で、事業者となるべき者が2者以上あるときは、任意設置である浜松市天竜区役所へ足拭きマットの設置をする者を事業者とし、さらに、浜松市天竜区役所へ足拭きマットを設置する者が2者以上あるときには、「くじ」によって事業者を決定します。
- (3) 「くじ」は当該提案者の代わりに本件入札事務に関係の無い本市職員が引くものとします。
- (4) 提案者に対しては、原則として令和5年12月27日（水）に結果を電話又はその他の方法で連絡します。

### 1 3 契約の条件

#### (1) 設置期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで（4年間）

#### (2) 設置条件

ア 足拭きマット製作費及び維持管理費は事業者の負担とします。

イ 2週間に1度、足拭きマットの交換をするため、各設置場所4枚以上製作することとします。

ウ 不慮の被害により足拭きマットが汚損した場合は、その都度交換することとします。

エ 事故防止のため、足拭きマットの縁4辺をテープにて床面に固定することとします。

#### (3) 足拭きマットの仕様

ア デザインについては、浜松市広告審査委員会において浜松市広告掲載要綱（別紙1）及び浜松市広告掲載基準（別紙2）により審査します。

イ 広告の掲載面積は、足拭きマット全体面積の2分の1とし、その他2分の1の面積には、市の指定による市に関連する図柄を掲載していただきます（市に関する図柄の製作費は事業者負担です）。

ウ 防災認定品とし、防災認定マークを有するものとします。

エ 足拭きマットに起因する転倒事故等の人的損害及び物的損害に対する賠償責任保険に加入していただきます。

オ 契約終了時に不要となった足拭きマットは、他の施設への使用を禁止します。また処分する場合は関係法令を遵守することとします。

カ 足拭きマットのパイル長は、6.5mm以上とします。

### 1 4 契約の締結

#### (1) 契約の締結

ア 事業者は、令和6年1月上旬に市と足拭きマットを設置することの取り扱いについて定める契約を締結していただきます。契約書(案)は、別添のとおりです。

イ 契約金額は、広告料の総額で行います。契約に関する必要な費用は、事業者の負担となります。

ウ 事業者が本件について契約を締結しない場合は、事業者の決定が無効となります。

### 1 5 広告料

(1) 広告料は、市が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納入期限までに、納入していただきます。

(2) 広告料の算定方法は、次のとおり算定し契約金額とします。

契約金額＝年額広告料×4年間

年額広告料とは、提案金額に消費税及び地方消費税に相当する金額（提案金額の100分の10に相当する額）を加算した金額（1円未満切捨て）とする。

※消費税法及び地方税法の改正等による税率の改正のため消費税相当額が変更となる場合にあっては、法改正後の税率が適用される日以降に係る期間に相当する年額広

告料は、法改正後の税率に基づき計算した額に改定し、変更契約書を締結します。

(3) 契約期間中に、施設の休止、廃止又は移転があった場合の扱いについては、別途協議の上決定します。

(4) 契約期間中に、改修工事等により移転又は撤去等の必要性が生じた場合は、別途協議の上決定します。

## 16 提案結果の公表

提案の結果については、決定した事業者を市ホームページで公表させていただきます。

## 17 参考資料

(1) 各行政センター等の概要（令和6年1月1日予定）

設置施設	所在地	1日あたりのおおよその来庁者数（人）
浜松市東行政センター （現浜松市東区役所）	浜松市中央区流通元町20番3号	400
浜松市西行政センター （現浜松市西区役所）	浜松市中央区雄踏一丁目31番1号	600
浜松市南行政センター （現浜松市南区役所）	浜松市中央区江之島町600番地の1	400
浜松市北行政センター （現浜松市北区役所）	浜松市浜名区細江町気賀305番地	300
浜松市浜名区役所 （現浜松市浜北区役所）	浜松市浜名区貴布祢3000番地	500
浜松市天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481	100

(2) 各行政センター等における広告の設置状況（令和5年4月1日現在）

設置施設	足拭きマット 広告	接客カウンター 広告	モニター広告	広告付き 周辺案内地図
浜松市東行政センター （現浜松市東区役所）	○	○	○	
浜松市西行政センター （現浜松市西区役所）	○	○	○	○
浜松市南行政センター （現浜松市南区役所）	○		○	○
浜松市北行政センター （現浜松市北区役所）	○		○	○
浜松市浜名区役所 （現浜松市浜北区役所）	○	○	○	
浜松市天竜区役所			○	○

## 18 担当窓口

住所：浜松市中区元城町103番地の2（浜松市役所本庁舎北館4階）

担当：浜松市財務部アセットマネジメント推進課 PPP 推進グループ 高須、村越

電話：053-457-2533